

令和 7 年 度

消費者行政事業概要

東大阪市市民生活部
消費生活センター

東 大 阪 市 消 費 者 憲 章

(前文)

私たちのまち東大阪市は、生駒山麓の緑豊かで美しい自然のもとで、優れた「モノづくりのまち」にぎわいと親しみのある「暮らしやすいまち」として発展してきました。

私たちは、その資源と文化を大切に受け継ぎ、心豊かな消費生活を実現するため、自立した消費者として合理的な行動に努め、すべての人びとの立場を尊重し協働することにより、明るい生活環境の創造に貢献することを宣言し、ここに消費者憲章を定めます。

(本文)

生命 私たちは、消費生活の基本である、すべての人の生命を大切にします。

安全 私たちは、暮らしの安全・安心を守ります。

保護 市は、消費者の権利を守り、消費者被害の未然防止と救済に努めます。

環境 私たちは、未来を見すえた環境に優しい暮らしに努めます。

学び 私たちは、消費生活についての学びと理解を深めます。

情報 市と事業者は、消費者に必要な情報の提供に努め、消費者は、これを有効に活用します。

協働 消費者と事業者と市は、協働して、心豊かな消費生活の実現に努めます。

平成18年4月1日

東 大 阪 市

目 次

I 消費者行政の概要

1. 市勢の概要	1
2. 消費者行政の沿革	1
3. 機構・組織等	5
4. 事務分掌	5
5. 施設の概要	6
6. 予算の概要	7

II 消費者対策事業の概要

1. 消費生活相談 (苦情・問い合わせ・要望)	8
(1) 相談業務の概要	
(2) 相談受付件数の推移	
(3) 相談の属性等	
2. 東大阪市消費生活施策スクラムプログラム	14
3. 消費者教育	15
(1) 消費生活講座の開催	
4. 消費者啓発	21
(1) 消費生活展	
(2) 情報の提供	
(3) 啓発事業	
(4) 常設展示及び資料コーナー	
(5) 環境省資源関係事業	
5. 調査・監視事業	25
(1) 生活関連物資価格調査	
(2) 商品量目調査	
(3) 食品表示調査	

6. 計量事業	29
(1) 事業概要	
(2) 定期検査	
(3) 立入検査	
(4) 計量意識の啓発	
(5) 設備	
7. 商品の安全確保	35
(1) 家庭用品の品質表示に係る調査	
(2) 消費生活用製品の危害防止に係る調査	
(3) ガス用品販売事業者に対する立入検査	
(4) 電気用品販売事業者に対する立入検査	
(5) 液化石油ガス器具販売事業者に対する立入検査	
8. 物資の安定確保	37

参考資料

・「市政だより」くらしの緊急情報	38
・東大阪市立消費生活センター条例	42
・東大阪市立消費生活センター条例施行規則	44

I 消費者行政の概要

1. 市勢の概要

本市は、河内平野のほぼ中央部に位置し、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市と接し、東は生駒山地で奈良県と接しています。

昭和30年頃より地域の都市化がすすみ、農村的色彩を残していた東大阪地域は大阪を核とする都市機能の中に組み込まれ商業、工業、住宅の適地として急激に変容しました。

地域開発の動きは、枚岡・河内・布施の旧三市を完全に同一の地域圏とし、一体化した広域行政の必要から昭和42年2月1日に、三市合併による東大阪市が誕生し、そして、平成17年4月1日中核市へ移行しました。

市制施行日	昭和42年2月1日
面積	61.78k㎡
人口	486,062人（令和8年4月1日現在）（※）
世帯数	246,543世帯（令和8年4月1日現在）（同上）

※「大阪府毎月推計人口 令和8年4月1日現在」（大阪府総務部統計課）による

2. 消費者行政の沿革

昭和42年	7月	経済部商工振興課消費経済係設置
昭和43年	5月	消費者保護基本法公布、施行
昭和44年	4月	経済部経済総務課消費経済係に機構変更
昭和45年	4月	消費者相談室（三ノ瀬公民分館内）開設 相談員15名を委嘱し、輪番制により担当
昭和49年	4月	生活必需物資小売価格調査、商品量目調査等の事業を東大阪市 消費者団体協議会に委託
	9月	民生部市民室消費生活課に機構変更、職員3名
	10月	くらしの朝市（産地直売事業）始まる（～昭和52年3月まで）
	11月	市民部消費生活課に機構変更
昭和50年	9月	合成洗剤に関する取組始まる
昭和51年	8月	消費者情報員制度（奥さんリポーター）設置要綱施行
	8月	職員4名となる
昭和52年	2月	大阪府消費者保護条例施行
	8月	子供向け消費生活教室始まる
昭和53年	6月	職員5名となる
昭和54年	4月	省資源・省エネルギー運動推進事業を東大阪市消費者団体協議 会に委託
	12月	灯油110番設置
昭和55年	4月	消費者相談室に消費生活相談員1名を配置
昭和56年	1月	市政だより「くらしの知識」掲載開始
	2月	石けん使用運動推進要綱施行 米消費拡大推進事業を東大阪市米消費拡大推進協議会に委託

	5月	職員6名となる
	7月	消費生活相談員2名となる
	8月	市立消費生活センター開設（八戸ノ里駅前の賃貸ビル2階 271 m ² ） 消費者相談室（三ノ瀬公民分館内）廃止
昭和57年	8月	東大阪市米穀販売業者商業活動調整協議会設置
	9月	消費生活センターニュース発刊
	10月	東大阪市消費生活リーダー養成講座始まる
昭和58年	3月	東大阪市消費者団体協議会へ事業委託していた消費生活展を 市主催で開催
	5月	職員7名となる
	9月	市立消費生活センター新築工事着工
	12月	消費者保護基本法改正
昭和59年	5月	市立消費生活センター現在地に移転
	12月	東大阪市消費者保護会議設置要綱施行
昭和60年	2月	東大阪市消費者保護会議発足
	5月	消費生活リーダー養成講座修了者のつどい始まる
昭和61年	11月	消費者保護会議第一次中間報告 「消費者行政における消費者教育施策について」
昭和62年	8月	消費者保護会議（第二次）発足
昭和63年	11月	消費生活相談員3名となる
平成元年	4月	消費生活相談員4名となる
平成2年	3月	消費者保護会議第二次報告
	4月	職員5名となる
	5月	東大阪市消費者団体協議会主催で「第1回リサイクル市」が市立 消費生活センターで開催される
平成3年	3月	消費者相談件数1,000件をこえる
	4月	消費生活課が消費生活センターに名称変更
	9月	出張講座始まる
平成6年	4月	消費生活相談員5名となる
平成7年	7月	「製造物責任法」施行
平成8年	11月	「訪問販売法」一部改正（電話勧誘販売・連鎖販売取引関係）
平成11年	3月	平成10年度消費生活相談件数2,757件
	6月	「特定商取引に関する法律」と名称変更（旧「訪問販売法」）
	10月	「特定商取引法」改正
平成12年	3月	平成11年度消費生活相談件数3,008件
平成13年	3月	平成12年度消費生活相談件数3,307件
平成13年	4月	「消費者契約法」施行
	4月	「金融商品販売法」施行
平成14年	3月	平成13年度消費生活相談件数3,790件
	7月	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」施行
平成15年	3月	平成14年度消費生活相談件数5,158件
	7月	「食品安全基本法」施行

	1 0 月	「東大阪市悪質商法対策関係者連絡会議設置運営要領」施行
	1 1 月	第 1 回東大阪市悪質商法対策関係者連絡会議開催
平成 1 6 年	3 月	平成 1 5 年度消費生活相談件数 6,679 件
	6 月	消費者基本法（消費者保護基本法改正）施行
	1 1 月	「特定商取引法」改正
平成 1 7 年	3 月	平成 1 6 年度消費生活相談件数 8,053 件
	4 月	中核市として計量事業を行う
平成 1 8 年	3 月	平成 1 7 年度消費生活相談件数 6,332 件
	4 月	「東大阪市消費者憲章」制定
	1 0 月	消費生活相談員 6 名となる
	1 2 月	「貸金業規正法」一部改正
平成 1 9 年	1 月	「東大阪市消費生活施策スクラムプログラム」策定
	2 月	消費生活センター情報誌「暮らしのスクラム」創刊
	3 月	平成 1 8 年度消費生活相談件数 4,618 件
	4 月	多重債務対策本部による「多重債務問題改善プログラム」策定 「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」施行
	5 月	「消費生活用製品安全法」改正 東大阪市消費生活施策スクラムプログラム推進委員会設置及び 第 1 回推進委員会開催
	6 月	消費者団体訴訟制度（差止請求）の導入（「消費者契約法」改正）
	9 月	「金融商品取引法・金融商品販売法」改正
平成 2 0 年	3 月	平成 1 9 年度消費生活相談件数 4,506 件
	4 月	多重債務者無料法律相談実施
	4 月	独立行政法人国民生活センター法改正（ADR を創設）
	1 2 月	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」改正
平成 2 1 年	3 月	平成 2 0 年度消費生活相談件数 4,458 件
	9 月	消費者庁発足
	9 月	「消費者安全法」施行
平成 2 2 年	3 月	平成 2 1 年度消費生活相談件数 3,714 件
	6 月	「改正貸金業法」完全施行
平成 2 3 年	3 月	平成 2 2 年度消費生活相談件数 3,481 件
平成 2 4 年	3 月	平成 2 3 年度消費生活相談件数 3,683 件
	1 2 月	「消費者教育推進法」施行
平成 2 5 年	2 月	「特定商取引法」改正
	3 月	平成 2 4 年度消費生活相談件数 3,657 件
平成 2 6 年	3 月	平成 2 5 年度消費生活相談件数 3,739 件
	1 2 月	「景品表示法」改正
平成 2 7 年	3 月	平成 2 6 年度消費生活相談件数 3,987 件 多重債務者無料法律相談終了（生活困窮者自立支援制度へ統合）
	4 月	「食品表示法」施行
平成 2 8 年	3 月	平成 2 7 年度消費生活相談件数 3,923 件
	4 月	「消費者安全法」改正（消費生活相談員資格試験制度の導入等）

		「景品表示法」改正（課徴金制度導入）
	5月	「保険業法」改正（保険募集の基本ルール創設等）
		「電気通信事業法」改正（初期契約解除制度、書面交付義務導入）
	10月	「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」施行（新たな消費者団体訴訟制度（被害回復）の導入）
	12月	繊維製品品質表示規程改正（国際規格に整合した洗濯表示の導入）
平成29年	3月	平成28年度消費生活相談件数 3,720件
	4月	「資金決済法」改正（仮想通貨に関する法的規制の導入）
	6月	「消費者契約法」改正（契約取消し、契約条項の無効化の拡充等）
	12月	「特定商取引法」改正（悪質業者への規制強化等）
平成30年	3月	平成29年度消費生活相談件数 3,449件
平成30年	6月	「割賦販売法」改正（クレジットカード加盟店の管理強化等）
		「医療法」改正（医療機関の広告規制化等）
平成31年	3月	平成30年度消費生活相談件数 3,507件
令和元年	6月	「消費者契約法」改正（契約取消し、契約条項の無効化の拡充等）
	10月	「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行
令和2年	3月	国民生活安定緊急措置法発動（マスク・消毒液の転売規制等）
		令和元年度消費生活相談件数 3,642件
	4月	「民法（債権法）」改正（消滅時効の統一化等）
	7月	「容器リサイクル法」改正（レジ袋の有料化が義務化）
令和3年	2月	「デジタルプラットフォーム取引透明化法」施行（透明性・公正性の向上等）
	3月	令和2年度消費生活相談件数 3,957件
	7月	「特定商取引法」改正（一方的な送り付け行為への対応）
令和4年	3月	令和3年度消費生活相談件数 3,684件
	4月	「民法」改正（成年年齢が18歳へ引き下げ）
令和5年	1月	「不当寄付勧誘防止法」（法人等による不当な寄付の勧誘の規制等）
	3月	令和4年度消費生活相談件数 3,723件
	6月	「消費者契約法」改正（契約取消事由の拡充等）
		「特定商取引法」改正（契約書面の電子交付可能化等）
	10月	「ステルスマーケティング告示」施行（ステルスマーケティング規制開始）
令和6年	3月	令和5年度消費生活相談件数 3,741件
	9月	「食品表示基準」及び「食品衛生法施行規則」改正（機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供を義務化等）
	10月	「景品表示法」施行（確約手続の導入等）
令和7年	3月	令和6年度消費生活相談件数 3,630件
令和8年	3月	令和7年度消費生活相談件数 4,348件

3. 機構・組織等

(1) 機 構

市民生活部 消費生活センター

(2) 組 織

所 長	1 名
主 査	3 名
再任用職員	1 名
会計年度任用職員	6 名（消費生活相談員）

（令和 8 年 3 月現在）

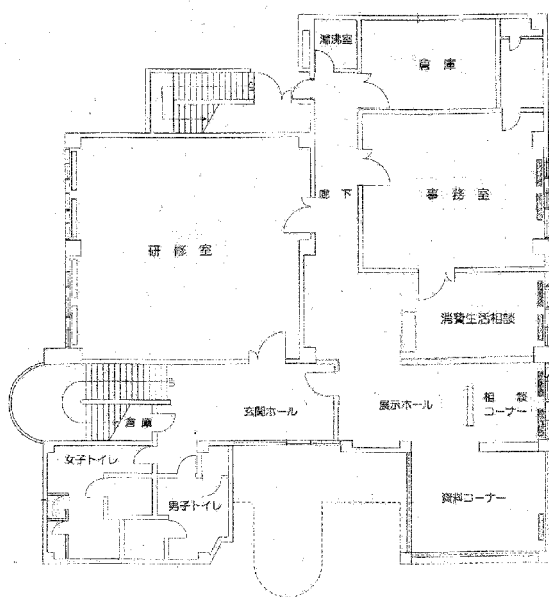
4. 事務分掌

- (1) センターで行う事業に関する事
- (2) 消費者行政に係る企画及び連絡調整に関する事
- (3) 消費者教育に関する事
- (4) 消費生活相談員に関する事
- (5) 物価及び生活必需物資に関する事
- (6) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく事務に関する事
- (7) 家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく事務に関する事
- (8) 電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）の規定に基づく報告の徴収、立入検査等及び提出命令に関する事
- (9) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）の規定に基づく報告の徴収、立入検査及び提出命令に関する事
- (10) 消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）の規定に基づく報告の徴収、立入検査及び提出命令に関する事
- (11) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）の規定に基づく報告の徴収、立入検査等及び提出命令に関する事
- (12) センターの使用許可及び維持管理に関する事
- (13) その他消費生活及びセンターの運営に関する事

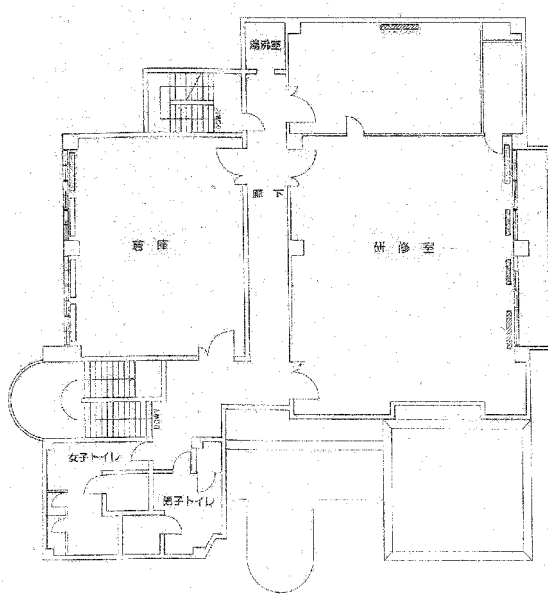
5. 施設の概要

- (1) 名 称 東大阪市立消費生活センター
- (2) 所 在 地 〒578-0941 大阪府東大阪市岩田町五丁目 7 番 36 号
電話 072-965-6002 (事務所)
072-965-0102 (相 談)
FAX 072-962-9385
- (3) 開 設 昭和 59 年 5 月 23 日
- (4) 施設の規模
① 延べ床面積 799.95 m²
② 主 な 施 設 研修室・相談コーナー・資料コーナー・展示ホール・事務室
- (5) 開 館 時 間 午前 9 時～午後 5 時 30 分
(消費生活相談受付時間 午前 9 時 30 分～午後 4 時)
- (6) 休 館 日 日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日

1 階平面図



2 階平面図



6. 予算の概要

令和7年度予算額（当初予算）

（単位：千円）

事業名	項目	予算額
消費者対策事業	消費生活相談員経費	6 9
	消費生活啓発講座経費	2 7 9
	消費生活情報誌等啓発経費	7 5 6
	消費生活展開催経費	6 0 0
	消費者自立支援事業委託	9 0 0
その他の事業	消費生活センター施設管理費	5, 8 4 0
	計量器検査経費	8, 0 4 5
	消費者行政活性化事業	5, 0 1 3
計		2 1, 5 0 2

Ⅱ 消費者対策事業の概要

1. 消費生活相談(苦情・問合せ・要望)

(1) 相談業務の概要

消費生活相談

消費生活センターでは、商品やサービスに関する苦情、問合せ等を受け付け、トラブル解決のための助言あつせん、情報提供等を行っています。

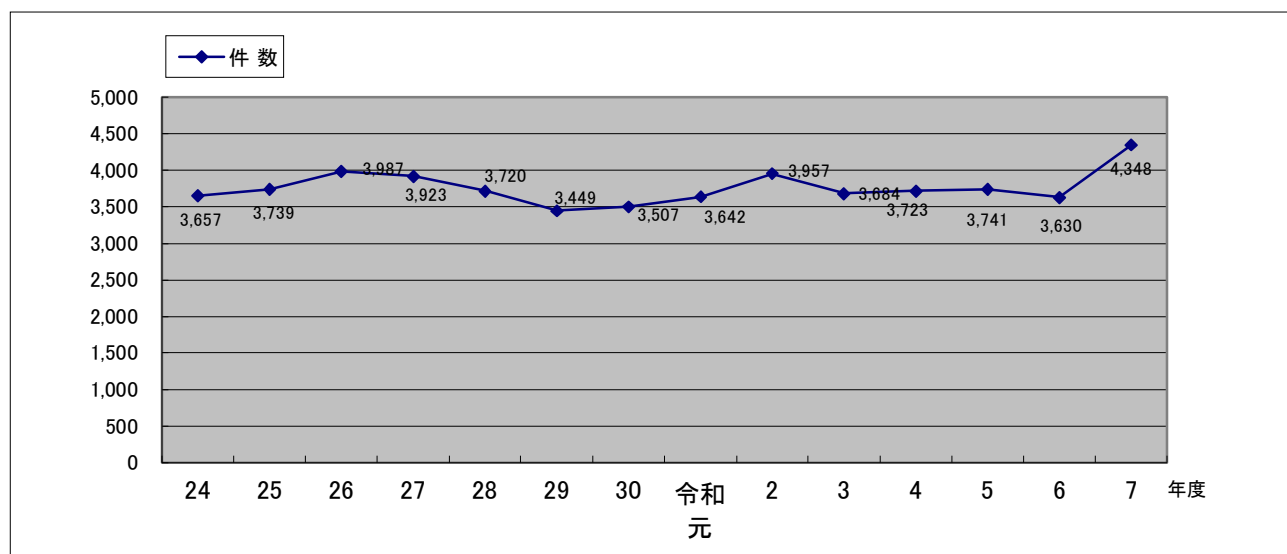
受付 月曜日～金曜日

時間 午前9時30分～午後4時（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く）

(2) 相談受付件数の推移

令和7年度の消費者相談受付件数は、4,348件でした。

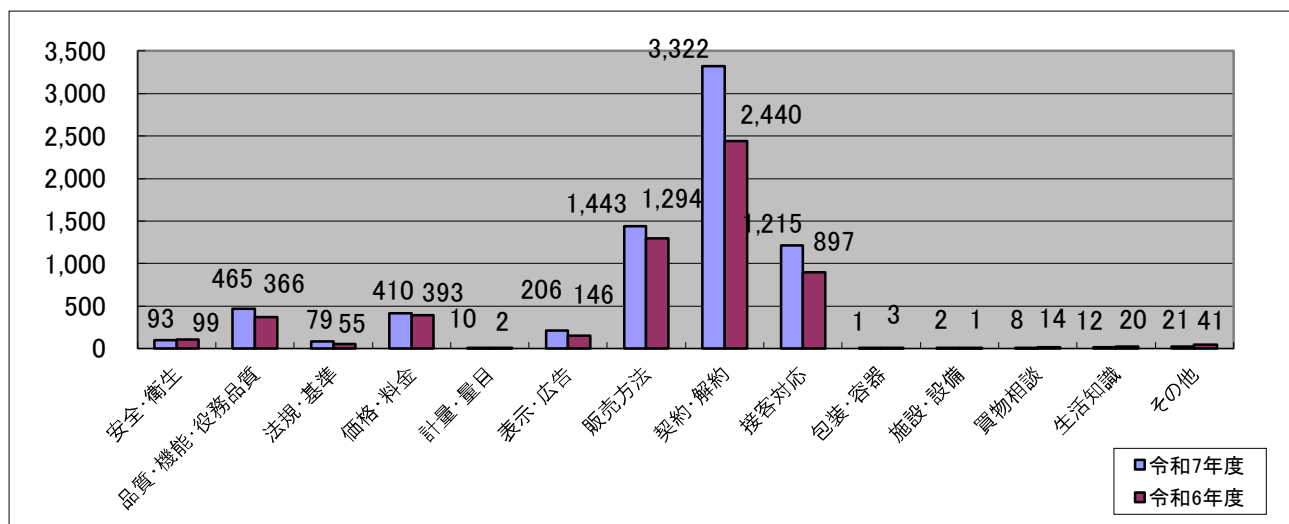
年度	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
件数	3,657	3,739	3,987	3,923	3,720	3,449	3,507	3,642	3,957	3,684	3,723	3,741	3,630	4,348



(3) 相談の属性等

○相談内容分類

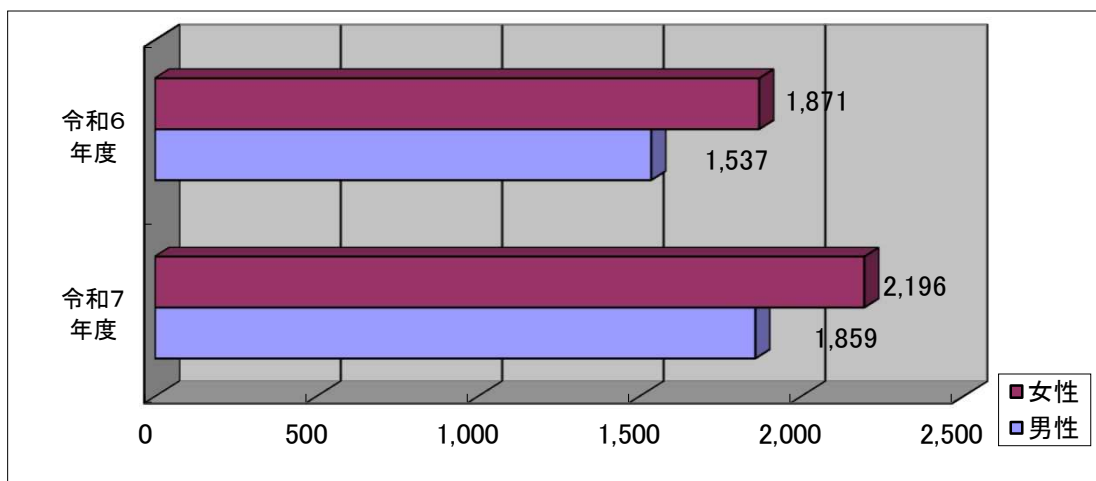
令和7年度相談内容を分類すると、「契約・解約」関係が3,322件と最も多く、次いで「販売方法」が1,443件、「接客対応」が1,215件でした。



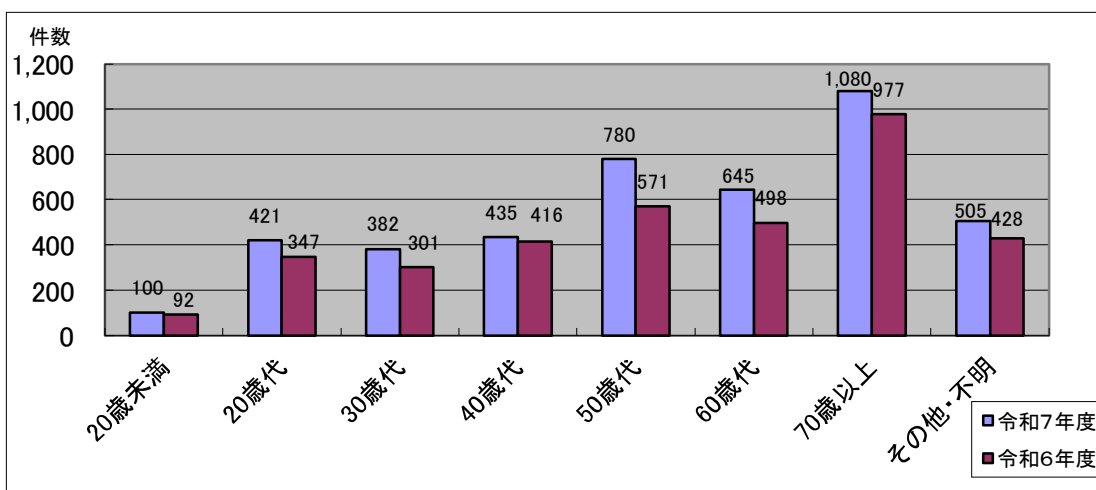
(参考) 相談内容の分類

分 類	相 談 内 容
安 全 ・ 衛 生	身体・生命の被害およびその恐れのある事故、火災・発火等の危険、食品衛生、発ガン性等の一般的安全性等、安全および衛生に関する相談
品質・機能、役務品質	商品の品質、機能・性能、故障、不具合、使い勝手等および役務の内容・水準等に関する相談
法 規 ・ 基 準	法律、条例、指導通達、業界基準、自主基準、法規格、任意規格等、規定された一定の標準に関する相談
価 格 ・ 料 金	商品の価格および利用料、使用料等役務の対価に関する相談
計 量 ・ 量 目	商品の計量方法、計量・量目およびそれらの不足に関する相談
表 示 ・ 広 告	商品・役務の内容、取引条件および取引に関するその他の事項について事業者が行う表示、広告、マーク等の相談
販 売 方 法	購入したか否かに関係なく、販売方法、販売の手口、セールストーク等のいずれかひとつでも問題がある相談
契 約 ・ 解 約	法律行為としての契約に関する相談および解約に関する相談 ただし取引自体以外の品質等に問題があり、それを理由に解約したいという相談を除く
接 客 対 応	アフターサービス、接客態度、クレーム処理、保証等に関する相談
包 装 ・ 容 器	商品に付随する包装、容器に関する相談
施 設 ・ 設 備	商品・役務を販売している施設、設備に関する安全・衛生、品質・機能等一切の相談
買 物 相 談	商品・役務を購入するに先立って、情報を収集する目的とする相談
生 活 知 識	商品・役務の購入に関係なく、生活の知恵、暮らしのノウハウ等を問う相談
そ の 他	上記のいずれにも含まれない内容の相談

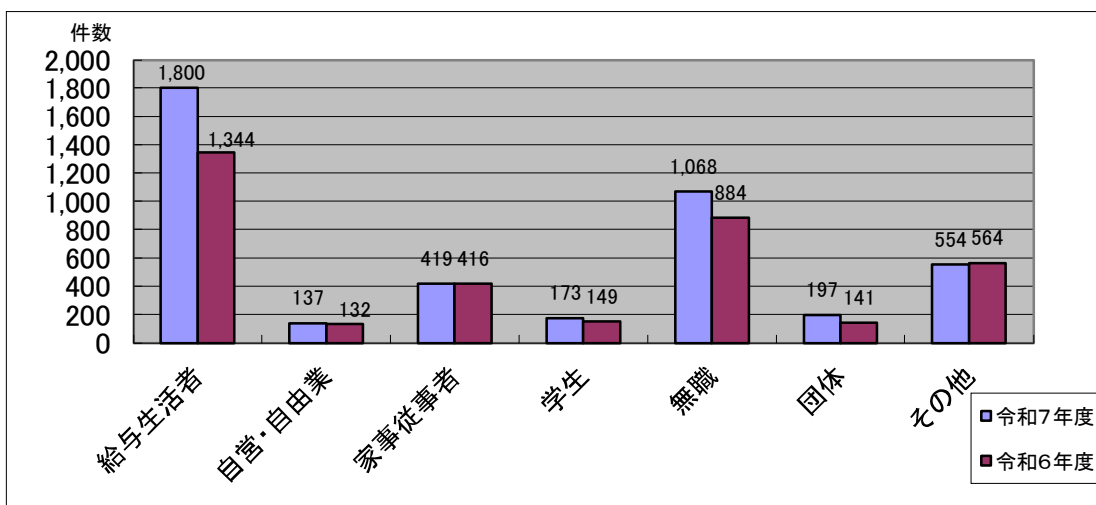
○契約当事者の性別相談件数



○契約当事者の年齢別相談件数



○契約当事者の職業別相談件数



○商品・役務別相談件数(上位10位)

商品・役務名	件数
商品一般	379
賃貸アパート	320
他の健康食品	154
役務その他サービス	145
携帯電話サービス	104
相談その他	87
修理サービス	79
光ファイバー	70
医療サービス	64
電気	60

令和7年度の相談件数は4,348件で、昨年度より718件増加、特に50歳代の相談件数は209件増加しました。

相談が最も多いのは「商品一般」に関する相談で、70歳以上の相談は全体の24.8%と高くなっています。

「商品一般」の内容は、「身に覚えのない請求メールが届いた」、「自動音声で『もうすぐ電話が使えなくなる』と不審な電話があった」、「大手配達業者や警察、海外からの不審な電話がかかってきた」などの問い合わせが多くなっています。

○年代別上位の商品・役務

順位	年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上
1		インターネットゲーム	賃貸アパート	賃貸アパート	商品一般	商品一般	商品一般	商品一般
2		脱毛エステ	脱毛エステ	商品一般	賃貸アパート	賃貸アパート	他の健康食品	他の健康食品
3		医療サービス	商品一般	役務その他サービス	役務その他サービス	他の健康食品	賃貸アパート	携帯電話サービス
4		浄水器	役務その他サービス	普通・小型自動車	他の健康食品	役務その他サービス	役務その他サービス	役務その他サービス
5		賃貸アパート	修理サービス	修理サービス	修理サービス	普通・小型自動車	携帯電話サービス	賃貸アパート

＜相談内容＞

- 商品一般** : 「身に覚えのない代金を請求された」、「大手配達業者や警察、海外からの不審な電話がかかってくる」、「2時間後に電話が止まると自動音声で流れる不審な電話がかかってくる」など
- 賃貸アパート** : 賃貸アパートの退去時に高額な修理代や原状回復費を請求された、水漏れしているが大家が修理の対応をしてくれない、など
- 他の健康食品** : インターネットでお試し価格でサプリメントを購入し、後で定期購入と分かったが解約できない、など
- 携帯電話サービス** : 携帯電話・スマートフォンの契約内容が思っていたものと違った、携帯電話を勝手に契約されている、「携帯電話料金が未納」と不審な電話がかかってきた、など
- 役務その他サービス** : パソコンに警告音が鳴り、指示された業者からサポートを受けたら高額な請求を受け、プリペイドカードで支払ってしまった、など
- インターネットゲーム** : 「未成年の子がキャリア決済でオンラインゲームに課金」、「古いスマホで未就学児が遊んでおり、請求があつて課金に気づいた」など
- 医療サービス** : 「脱毛エステを年間契約で一括前払いしたが、半年もしないうちにクリニックが倒産した」、「オンライン診療で副作用がでた」、「美容医療で思っていた仕上がりとは違い、事前説明と違う高額を請求された」、など
- 修理サービス** : トイレの修理を業者に依頼したが料金が高額過ぎる、エアコン修理で業者を呼んでも直らず、最初に聞いていた値段より高額な請求をされた、など
- 普通・小型自動車** : 「中古車を購入したがすぐに故障した」、「支払ったが納車されない」、「修復歴がない中古車を購入したが、不具合があり、後で水没車だとわかった」など
- 浄水器** : 突然「水道水の検査をします」と業者が訪問し、契約したがクーリングオフしたい、など

○販売形態別相談件数の推移

販 売 形 態	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
店 舗 購 入	843	873	804	1,061
訪 問 販 売	323	293	362	383
通 信 販 売	1,462	1,453	1,218	1,472
マ ル チ 商 法	20	18	24	18
電 話 勧 誘 販 売	119	142	159	214
ネガティブ・オプション	11	9	12	20
訪 問 購 入	19	21	27	30
そ の 他 無 店 舗 販 売	24	21	15	19
不 明 ・ 無 関 係	902	911	1,009	1,131
合 計	3,723	3,741	3,630	4,348

○販売形態別上位商品・役務等別相談件数

訪問販売（総件数 383件）

順位	商 品 名	件 数
1	修理サービス	56
2	役務その他サービス	31
3	新聞	28
4	光ファイバー	21
5	電気	16

通信販売（総件数1,472件）

順位	商 品 名	件 数
1	他の健康食品	130
2	商品一般	78
3	役務その他サービス	58
4	乳液	28
5	他の内職・副業	25

電話勧誘販売（総件数 214件）

順位	商 品 名	件 数
1	商品一般	25
2	光ファイバー	24
3	役務その他サービス	19
4	電気	11
5	ビジネス教室	10

訪問購入（総件数 30件）

順位	商 品 名	件 数
1	商品一般	3
1	アクセサリ	3
1	教養娯楽品その他	3
4	着物類	2
4	ネックレス	2

訪問販売に関する相談は：

訪問販売による相談は383件で、「修理サービス」に関する相談が最も多く寄せられています。相談者は70歳以上が147件で最も多く、次いで20歳代の51件となっています。

通信販売に関する相談は：

通信販売による相談は1,472件で、中でも「他の健康食品」に関する相談が最も多く寄せられています。相談者は50歳代が327件で一番多く、次いで70歳以上が307件となっています。

電話勧誘販売に関する相談は：

電話勧誘販売に関する相談は214件で、「商品一般」に関する相談が最も多く寄せられています。相談者は70歳以上が58件で最も多く、次いで50歳代、60歳代が各36件となっています。

訪問購入に関する相談は：

訪問購入に関する相談は30件で、「商品一般」「アクセサリ」「教養娯楽品その他」に関する相談等が寄せられています。相談者は、70歳以上が15件で最も多く、次いで50歳代が5件となっています。

＜高齢者（70歳以上）の相談について＞

相談件数に占める高齢者の相談割合が24.8%と高くなっています。

高齢者の相談内容を販売形態別でみると、通信販売による相談が307件と多くなっています。

「ネット通販でサプリを注文したら定期購入になっており、解約しようとしたら回数縛りのある契約だった。」、「PC に警告画面が出て、画面に指示された業者からサポートを受けたら高額な代金をプリペイドカードで支払わされた。」、「携帯会社の契約内容が思っていたものと違った。」などの相談が寄せられました。

○高齢者の相談状況

販 売 形 態	令和5年度			令和6年度			令和7年度		
	全体	内70歳以上	全体に占める割合	全体	内70歳以上	全体に占める割合	全体	内70歳以上	全体に占める割合
店舗購入	873	198	22.7%	804	180	22.4%	1,061	215	20.2%
訪問販売	293	102	34.8%	362	127	35.1%	383	147	38.3%
通信販売	1,453	291	20.0%	1,218	283	23.2%	1,472	307	20.8%
マルチ商法	18	3	16.7%	24	4	16.7%	18	0	0%
電話勧誘販売	142	41	28.9%	159	54	34.0%	214	58	27.1%
ネガティブ・オプション	9	3	33.3%	12	3	25.0%	20	8	40%
訪問購入	21	16	76.2%	27	16	59.3%	30	15	50%
その他無店舗販売	21	6	28.6%	15	6	40.0%	19	4	21%
不明・無関係	911	272	29.9%	1,009	304	30.1%	1,131	326	28.8%
総件数	3,741	932	24.9%	3,630	977	26.9%	4,348	1,080	24.8%

2. 東大阪市消費生活施策スクラムプログラム

本市では、全国の自治体では初めての試みとなる「東大阪市消費者憲章」を平成18年4月1日に制定しました。

この「東大阪市消費者憲章」のもと、市民生活に密着した消費者行政の積極的な推進が図れるよう、消費者憲章の柱である生命、安全、保護、環境、学び、情報及び協働の7項目ごとに消費生活施策及び事業を「東大阪市消費生活施策スクラムプログラム」として、平成19年1月に取りまとめました。

「東大阪市消費生活施策スクラムプログラム」を推進するため、平成19年5月に「東大阪市消費生活施策スクラムプログラム推進委員会」を設置し、関係団体や関係機関等との連携を図りながら、本市の消費者行政を全庁的、総合的に推進しています。

また、「スクラムプログラム」は、進捗状況を踏まえながら必要な見直しを行っています。



3. 消費者教育

(1) 消費生活講座の開催

消費者被害を未然に防止し、自らの意思決定により、健全な消費生活を送ることができる自立した消費者を育成するために、各種講座を開催しました。

① くらしの情報セミナー

市民に快適な消費生活を送って頂くための情報提供と、消費生活センターの周知を図ることを目的に講座を実施しており、令和7年度は延べ131名が参加されました。

実 施 日	演 題	講 師	参加者数
7 月 24 日	万博を楽しもう♪ キャッシュレス決済～こんなことに 気をつけて、賢く使おう～	日本消費生活アドバイザー・コン サルタント・相談員協会 坂下 直樹	15 名
9 月 26 日	新・節約術 値上げラッシュ時代に負けない！	全国消費生活相談員協会 木戸 明美	30 名
11 月 28 日	脳を鍛える 脳トレーニング術 100歳まで元気に歩く！脳も体も 健康に	関西福祉科学大学教授 重森 健太	51 名
1 月 22 日	麴をライフスタイルの一部に ～おいしいしょうゆ麴をつくろう～	麴マスター 森安 あや	36 名

②出張講座

高齢者、若者などをターゲットにした悪質商法が増えています。被害の未然防止のため、自治会や、市民団体、学校等を対象に消費生活の情報の提供や悪質商法に関する講座などを実施しています。

実施日	テ ー マ	対象者	参加者数
4月8日	悪質商法を含む消費者トラブルを知り、予防と対処法を学ぶ講座	市民	20名
6月12日	悪質商法に気をつけよう！	市民	100名
10月24日	悪質商法を含む消費者トラブルを知り、予防と対処法を学ぶ講座	市民	5名

② 消費者教育出前講座

学校等における消費者教育推進の一環として講師を派遣し、市立小学校、市立幼稚園及び市立高等学校等でインターネットと携帯電話に関する講座やお金の使い方に関する講座などを行い、令和7年度は2,880名が参加されました。

実施日	実施場所	テ ー マ	対象者	参加者数
6月10日	長瀬南小学校	教室に100均現る！ お買い物チャレンジ	2年生 1クラス	33名
6月10日	花園北小学校	もったいない！食べ物を大切に	2年生 1クラス	36名
6月12日	花園北小学校	どんなおやつ食べてるの？	1年生 1クラス（保護者）	76名
6月13日	八戸の里小学校	LINEの世界が現実の世界で起こったら？	5年生 2クラス	71名
6月19日	枚岡東小学校	おつかい上手にできるかな？	1年生 2クラス	52名
6月25日	小阪小学校	LINEの世界が現実の世界で起こったら？	3・4年生 2クラス毎（4）	103名

7月1日	弥刀東小学校	子どもたちが知れば納得！ スマホやゲームの使い方	3年生 2クラス	48名
7月7日	長瀬南小学校	子どもたちが知れば納得！ スマホやゲームの使い方	1年生 1クラス	26名
7月7日	長瀬南小学校	子どもたちが知れば納得！ スマホやゲームの使い方	3年生 1クラス	32名
7月9日	岩田西小学校	LINEの世界が現実の世界で起こったら？	4・5・6年生 各学年全体（3）	225名
7月10日	縄手北小学校	教室に100均現る！ お買い物チャレンジ	2年生 1クラス	31名
7月10日	縄手北小学校	教室に100均現る！ お買い物チャレンジ	1年生 1クラス	33名
7月14日	縄手北小学校	LINEの世界が現実の世界で起こったら？	4年生 1クラス	31名
7月14日	弥刀東小学校	もったいない！食べ物を大切に	2年生 2クラス合同（1）	43名
7月14日	花園北小学校	そのお買い物、本当に必要なの？ お金の使い方を考えよう	5年生 1クラス	35名
7月15日	鴻池東小学校	SNS や課金にひそむ危険と依存性	5年生 2クラス	52名
7月15日	森河内小学校	おつかい上手にできるかな？	2年生 3クラス	75名
7月15日	大蓮小学校	LINEの世界が現実の世界で起こったら？	4年生 2クラス	47名
7月17日	弥刀東小学校	SNS や課金にひそむ危険と依存性	6年生 2クラス合同（1）	38名
7月17日	森河内小学校	LINEの世界が現実の世界で起こったら？	5年生 2クラス合同（1）	69名
7月22日	高井田西小学校	子どもたちが知れば納得！ スマホやゲームの使い方	3年生 1クラス	27名
9月5日	八戸の里小学校	教室に100均現る！ お買い物チャレンジ	3年生 2クラス	51名
9月10日	八戸の里小学校	おつかい上手にできるかな？	1年生 2クラス	55名

9 月 18 日	弥刀小学校	LINE の世界が現実の世界で起こったら？	6 年生 学年全体（1）	45 名
10 月 16 日	八戸の里小学校	LINE の世界が現実の世界で起こったら？	6 年生 2 クラス	63 名
10 月 22 日	鴻池東小学校	SNS や課金にひそむ危険と依存性	3 年生 学年全体（1）	47 名
10 月 24 日	長瀬南小学校	ネットリテラシーを高めよう！	5 年生 学年全体（1）	22 名
10 月 27 日	意岐部東小学校	LINE の世界が現実の世界で起こったら？	3・4 年生 合同（1）	27 名
11 月 6 日	柏田小学校	元気キッズの食べ物のひみつ	5 年生 1 クラス	18 名
11 月 11 日	花園北小学校	子どもたちが知れば納得！ スマホやゲームの使い方	4 年生 2 クラス	46 名
11 月 14 日	玉川小学校	そのお買い物、本当に必要なの？ お金の使い方を考えよう	4 年生 学年全体（1）	99 名
11 月 15 日	弥栄小学校	子どもたちが知れば納得！ スマホやゲームの使い方	1 年生 学年全体（1）	65 名
11 月 18 日	岩田保育所	教室に 100 均現る！ お買い物チャレンジ	らいおん組 1 クラス	21 名
11 月 27 日	岩田西小学校	そのお買い物、本当に必要なの？ お金の使い方を考えよう	4 年生 学年全体（1）	78 名
11 月 29 日	枚岡東小学校	元気キッズの食べ物のひみつ	2 年生 2 クラス	55 名
12 月 2 日	長瀬南小学校	子どもたちが知れば納得！ スマホやゲームの使い方	2 年生 1 クラス	33 名
12 月 8 日	長瀬南小学校	これって SDG s だね	4 年生 2 クラス	39 名
12 月 10 日	鴻池子育て支援センター	教室に 100 均現る！ お買い物チャレンジ	らいおん組 1 クラス	28 名
12 月 10 日	上小坂小学校	そのお買い物、本当に必要なの？ お金の使い方を考えよう	5 年生 3 クラス	82 名
12 月 17 日	意岐部東小学校	子どもたちが知れば納得！ スマホやゲームの使い方	1・2 年生 合同（1）	19 名

12 月 18 日	英田北小学校	そのお買い物、本当に必要なの？ お金の使い方を考えよう	6 年生 学年全体（1）	127 名
12 月 18 日	玉川小学校	元気キッズの食べ物のひみつ	1 年生 3 クラス	89 名
12 月 19 日	長瀬南小学校	誰でもできる S D G s な暮らし 方	6 年生 学年全体（1）	30 名
12 月 19 日	柏田小学校	元気キッズの食べ物のひみつ	3 年生 1 クラス	21 名
1 月 15 日	北宮こども園	教室に 1 0 0 均現る！お買い物 チャレンジ	そら組、つき組 2 クラス合同（1）	28 名
1 月 19 日	枚岡西小学校	SDGs～ごみ削減協力隊！ エコラップ作り～	6 年生 2 クラス	64 名
1 月 21 日	枚岡西小学校	将来のことを考えて、キャッシュ レスを攻略しよう	5 年生 3 クラス	107 名
1 月 23 日	枚岡西小学校	SDGs～ごみ削減協力隊！ エコラップ作り～	6 年生 2 クラス	63 名
1 月 27 日	上小坂小学校	誰でもできる S D G s な暮らし 方	6 年生 2 クラス	70 名
1 月 27 日	荒川小学校	そのお買い物、本当に必要なの？ お金の使い方を考えよう	5 年生 2 クラス	42 名
1 月 30 日	八戸の里東小学 校	LINE の世界が現実の世界で起こ ったら？	4 年生 学年全体（1）	76 名
2 月 3 日	花園北小学校	「Let' s トライ商売！」 本日開店 たこやき屋さん	3 年生 1 クラス	34 名
2 月 18 日	荒川小学校	コンビニ食ってどんな食？	6 年生 2 クラス	53 名
計			82 回	2,880 名

④高齢者見守り講座

高齢者の方を狙った悪質商法等の被害事例が近年大幅に増加しており、被害を未然に防ぐ観点から消費者教育推進の一環として講師を派遣し、高齢者の方と接する機会の多い福祉施設に勤務する方を対象とした講座を行いました。

実施日	実施場所	テ ー マ	対象者	参加者数
6 月 12 日	まつうら介護ステーション	高 齢 者 に 多 い 消 費 者 トラブル対処法	ケアマネージャー	15 名
9 月 23 日	東山会館	悪 徳 商 法 に 強 く な る 講座	枚岡中学校区の住民	15 名
3 月 10 日	東大阪市立消費生活センター	悪 質 商 法 を 中 心 と した 高 齢 者 を 狙 っ た 様 々 な 手 口 と 対応策に関する講座	退職者会会員	40 名

4. 消費者啓発

(1) 消費生活展

第44回 東大阪市消費生活展

市民一人ひとりに消費のあり方・環境への配慮・心身の健康について問題意識をもってもらい、自分で考え行動できるような確かな目を養ってもらうための啓発活動として昭和54年度から実施しています。

事業は市内の消費者団体などで作られた実行委員会方式で行っています。各団体の日常の調査や研究成果をパネル展示や実演で発表しています。また協力団体の展示や行政コーナーも設けています。

- ◆ 実施日時 令和7年11月8日（土）
午前10時～午後3時
- ◆ 場 所 東大阪市立消費生活センター
- ◆ テー マ 『みんなで考えよう 賢い消費者になるために！』
- ◆ 内 容 オープニングセレモニー
(市長・議長・実行委員長の挨拶、来賓紹介)

- ・ **体験コーナー** (モノづくり・遊びを体験してみよう)

エコバッグ作り、バルーン教室、皿作り／シール貼り、リース作り、ストラップ作り、みつろうラップ作り、輪なげ

- ・ **啓発コーナー** (消費者団体・事業所・行政によるくらしに役立つ情報を提供)

悪質商法撃退動画上映、省エネ相談会、食事診断、野菜の計量クイズ
親子で学ぶお金の学校、計量ゲーム、自転車マナー教室、食の皿釣り
ゲーム、30回噛みましょう、

- ・ **販売コーナー**

野菜、ベビーカステラ、カレー、芋とコーヒー

- ・ **特別コーナー**

無料喫茶コーナー、食器の物々交換、白バイ青バイと記念写真、
消防服で記念撮影・ぬり絵・ペーパークラフト、リボベジ展示

主 催 東大阪市消費生活展実行委員会／東大阪市

参加・出展団体（順不同）

- | | |
|------------------|----------------------|
| ○東大阪市消費者団体協議会 | ○リサイクル友の会・東大阪 |
| ○ネットワーク・東大阪 | ○くらしのナビ・東大阪 |
| ○東大阪消費者協会 | ○NPO 法人東大阪環境カウンセラー協会 |
| ○NPO 法人よりはうす | ○大阪府河内警察署 |
| ○東大阪地球温暖化対策地域協議会 | ○循環社会推進課・北部環境事業所 |
| ○東大阪地域活動栄養士会 | ○東大阪市食生活改善推進協議会 |
| ○消費生活センター | ○親子で学べるお金の学校 |
| ○グリーン大阪農業協同組合 | ○風船とピニャータの P-PROJECT |
| ○C・キッズ・ネットワーク | ○消防局予防課 |
| ○トルク東大阪 | ○まるる |
| ○Y S キッチン | ○芋とコーヒーMY B |

（２）情報の提供

①市政だより「くらしの緊急情報」 7回掲載

消費生活に関する相談事例や情報を掲載

発 行 日	内 容
令和7年 6月号	通っている脱毛クリニックが倒産した！
8月号	2時間後に電話が止まる！？ ～個人情報聞き出そうとする電話に注意～
9月号	大手企業をかたるフィッシングメールに注意！
11月号	返金詐欺に注意！「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って！
令和8年 1月号	インターネット通販の「定期縛りなし」は要注意！！
2月号	賃貸住宅のトラブルが増加
3月号	簡単に稼げると言われて騙された！副業トラブルに注意

*掲載記事は、「参考資料」をご参照ください。

②ホームページ

- | | |
|----------------------|--------------|
| ○相談窓口案内 | ○消費生活センターの役割 |
| ○契約トラブル・相談事例 | ○消費者庁からのお知らせ |
| ○緊急情報 | ○クーリング・オフ |
| ○暮らしのスクラム | ○消費生活安心ガイド |
| ○消費者行政事業概要 | ○東大阪市消費者憲章 |
| ○東大阪市消費生活施策スクラムプログラム | ○リンク集 |
| ○申込書 | ○施設の紹介 |

(3) 啓発事業

①消費者月間啓発の実施

- 令和7年5月に消費者月間にかかる市民への啓発を目的として、ふれあい祭りで啓発物を配布
- 令和7年5月上旬に市公式 SNS (Facebook、twitter (X)、LINE) に於いて、消費者月間及び消費者問題講演会を P R

②消費者問題講演会

- ◆日 時 令和7年5月19日 (月)
- ◆場 所 東大阪市立消費生活センター
- ◆テ ー マ ~青い地球(ほし)生命の物語~人間が捨てたゴミと暮らす海の生き物たち
- ◆講 師 水中写真家 鍵井 靖章 (かぎい やすあき) 氏
- ◆参加者数 42名

③市広報番組(J:COM東大阪局)テレビ放映

- 令和7年5月19日に実施した消費者問題講演会、令和7年11月8日に実施した消費生活展の模様を「虹色ねっとわーく」で放映。

④消費生活センターだより「暮らしのスクラム」の発行

消費生活に必要な情報を掲載した消費生活センターだより「暮らしのスクラム」を発行しています。

- 【令和7年 6月 第73号】 2時間後に電話がつかえなくなる？
～個人情報聞き出そうとする電話に注意！！～
- 【令和7年 9月 第74号】 「〇〇ペイで返金します」に注意！
- 【令和7年12月 第75号】 自宅を売っても住み続けられる？
リースバックは慎重に検討して！
- 【令和8年 3月 第76号】 害虫・害獣駆除のトラブルに注意！

（４）常設展示及び資料コーナー

来館する消費者に自ら学んでもらうため、展示ホールにおいて消費生活関連資料、パネル等を常時展示しています。また消費者が学習し、知識を習得するために必要な資料を収集し提供しています。

- パネル展示
- 書籍・DVD等の閲覧・貸出
- インターネット

消費者情報パソコン 1台

自由にインターネットを利用して情報を得ることができます。

（５）環境省資源関係事業

時代に即応した生活のあり方として、省資源・省エネルギー運動を全市的なものとするため、東大阪市消費者団体協議会に事業を委託し実施しました。

主な事業

- ・ 5 R運動の推進
(マイバッグ、マイボトルの利用、風呂敷の活用など)
- ・ ごみ減量の啓発
(リユース活動、イベントへのブース出展など)
- ・ 啓発事業
(イベントでの地球温暖化防止の啓発及びアンケート調査実施など)

5. 調査・監視事業

(1) 生活関連物資価格調査

調査は、東大阪市消費者団体協議会に委託し、調査結果は「お買い物の参考に」として発行し、調査対象店舗に送付するとともに、消費生活センターやリージョンセンター等に配備し、消費者への周知を図っています。

- 調査対象物資 食 料 品 20品目（うち8品目は原産地（国）調査も実施）
 日用雑貨等 5品目
 合 計 25品目
- 調査対象店舗 市内スーパーマーケットなど 23店舗
- 調査実施回数 年4回
 6月、9月、12月、3月

(2) 商品量目調査

消費者基本法、計量法では、適正な計量販売を確保し、消費者が不利益を受けないように、「商品を計量し販売する事業者は、正確に計量し販売しなければならない」と定められています。その観点から、日常生活物資（内容量を表示している食料品）の量目調査を東大阪市消費者団体協議会に委託して実施し、消費者の計量意識の向上を図っています。量目の不足量の大きい商品を出した事業者には、適正計量の指導を行っています。

- 調査対象物資 日常生活物資（内容量を表示している食料品）
- 調査対象店舗 市内スーパーマーケットなど 23店舗
- 調査実施回数 年2回（中元期、歳末期）

（商品量目調査結果）

（単位：人、個）

実施日	調査員	調査個数	量目公差内	量目不足
令和7年6月4日	14	232	232	0
令和7年12月3日	20	239	238	1

(商品別調査結果)

(単位：個)

商 品	調査個数	量目公差内	量目不足	
			個数	不足率 (%)
食肉類	1 0 1	1 0 1	0	0
魚介類	5 6	5 5	1	2. 9
野菜類	6 4	6 4	0	0
海藻類	4 2	4 2	0	0
調理食品 その他	2 0 8	2 0 8	0	0
合 計	4 7 1	4 7 0	1	0. 1

(参考) **量目公差**とは、計量法で許される誤差のことです。

許される誤差（量目公差）は、不足の場合だけが定められています。

◇ 許される誤差（量目公差）の一例

商品分類	許される誤差（量目公差）
精米・食肉・お茶・菓子 豆類など	5 0 g 超 ～ 1 0 0 g 以下 2 g
	1 0 0 g 超 ～ 5 0 0 g 以下 2 %
野菜・漬物・魚介類・麺類 果物・海藻など	5 0 g 超 ～ 1 0 0 g 以下 3 g
	1 0 0 g 超 ～ 5 0 0 g 以下 3 %

(3) 食品表示調査

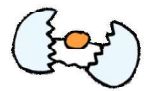
原産地（国）調査

食品表示法に基づく原産地の表示の調査を行いました。調査結果は、「お買い物の参考に」に掲載しています。実施内容については、生活関連物資価格調査と同様です。

令和7年度 市内の月別平均価格

— 消費者団体協議会・消費者情報員による市内23店舗の調査から —

調査対象店舗の市内平均価格（単位：円）

調査項目		規格容量等	6月	9月	12月	3月	
食 品	うるち米	国内産・精米 コシヒカリ5kg	4,963	4,836	5,171	4,833	
	食パン	普通 6枚切り	186	199	193	201	
	しょう油	濃口・特級 (ポリ容器入り) 1ℓ	293	278	268	293	
	砂糖	白糖 1kg	258	264	255	255	
	小麦粉	日清製粉 750g	287	326	315	297	
	キャノーラ油	ポリ容器入り 1kg	394	405	399	417	
	バター	紙箱入り 200g	563	598	578	591	
	マーガリン	300g	287	281	288	222	
	マヨネーズ	キューピー 350g	393	367	321	403	
	コーヒー	ネスカフェエクセラ 180 g	1,646	1,539	1,731	1,876	
	玉子	10個 (パック入り)	280	286	308	299	
	牛肉	普通(切り落とし) 100g	380	399	389	405	
	豚肉	ロース 100g	235	253	263	273	
	鶏肉	モモ 100g	146	152	168	162	
	牛乳	紙容器入り 1ℓ	250	275	277	255	
	じゃがいも	だんしゃく 1kg	542	508	559	558	
	玉ねぎ	1kg	335	426	501	517	
	キャベツ	1kg	133	128	179	166	
	ギョーザ(冷凍)	12個入り	255	245	241	247	
	唐揚げ(冷凍)	300g	510	563	473	484	
日 用 品	トイレットペーパー	フツフル 12ロール	442	469	481	564	
	ティッシュペーパー	50cm 5箱組 (160枚×5)	460	422	370	392	
	食品用ラップ	30cm×50m	409	455	478	462	
	合成洗剤	洗濯用・アタック 900g	433	509	578	527	
	クリーニング代	ワイシャツ たたみ仕上げ	217	209	194	192	

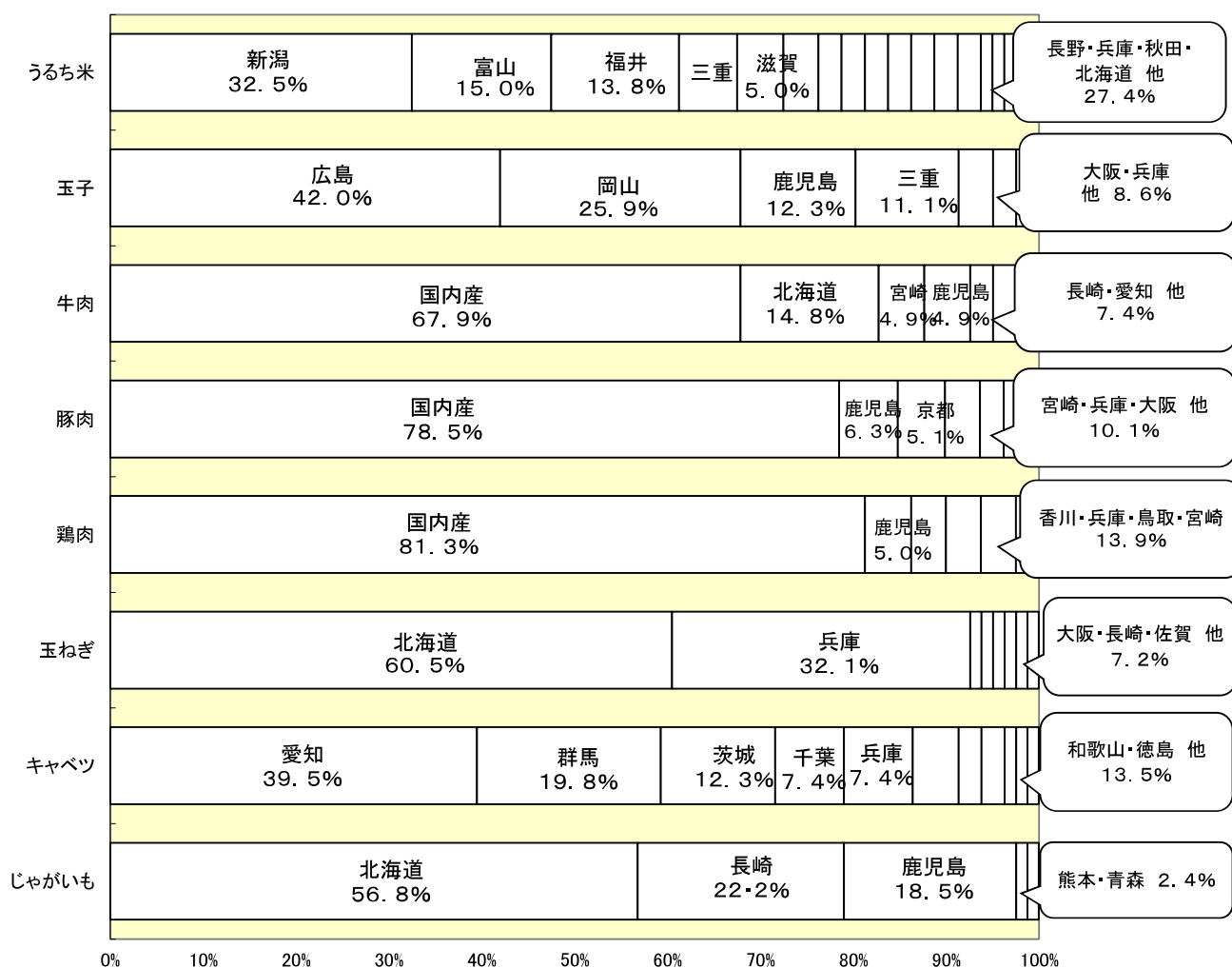
問い合わせ先 東大阪市立消費生活センター 電話 072(965)6002



原産地(国)表示の調べ

令和7年度 年4回分の単純平均です。

～市内23店舗から日常、消費の多い8品目を選び調査しました～



牛肉・豚肉・鶏肉・食用鶏卵の国産という表示について

畜産物の原産地表示は、食品表示法に基づき、国産品は「国産である旨」を記載し、国産である旨の代わりに主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名やその他一般に知られている地名を記載することができます。

野菜・お米の原産地について

野菜・お米の原産地表示は、食品表示法に基づき、国産品は「都道府県名」を記載し、市町村名や一般に知られている地名を記載することができます。

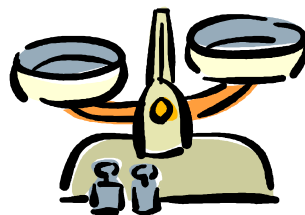
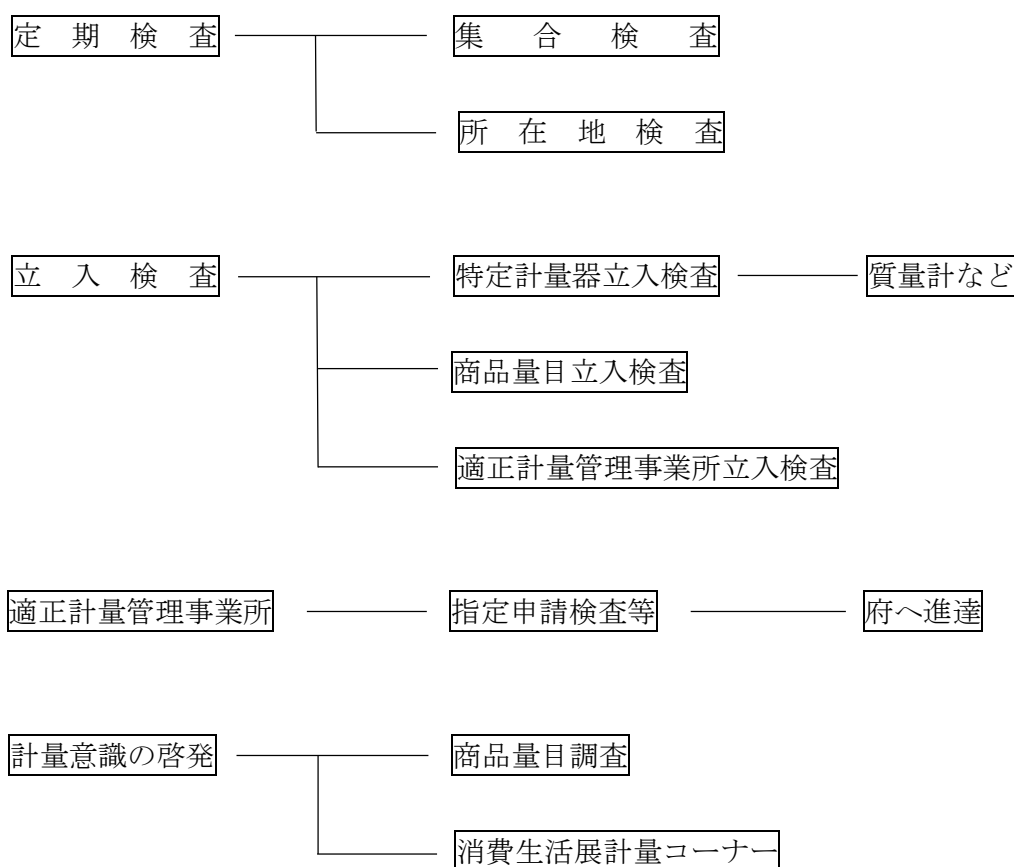
東大阪市消費者団体協議会

6. 計量事業

(1) 事業概要

消費者の利益を守るために計量法第 19 条の規定に基づく特定計量器の定期検査や、計量法第 148 条の規定に基づく店舗、スーパーマーケットなどへの立入検査、適正計量管理事業所の指定申請に係る検査を実施し、適正な計量の実施の確保を図っています。消費者団体等との協力やイベントへの参加等を通じて計量意識の啓発も行っています。

東大阪市では、平成 17 年度から特定市の指定を受け計量事業を実施しています。事業の体系は、下記の図のとおりです。



(2) 定期検査

計量法第 19 条の規定に基づき、取引や証明に使用する特定計量器（はかり）は、2 年に 1 度、都道府県知事または特定市町村長が行う定期検査若しくは、定期検査に代わる計量士による検査を受検することが義務付けられています。

①事前調査 定期検査を実施するため、新規事業所の把握に努め、事業団体への案内等を行い受検者名簿の整備を図っています。

②集合検査 集合検査とは、計量法第 21 条第 2 項の規定に基づいて行う特定市町村の長が期日・場所等を指定して行う定期検査です。

(令和 7 年度実施内容)

ア 実施区域 令和 7 年度は、東地域が対象でした。

(市内を大阪中央環状線で東地域と西地域に分けて実施しています。)

イ 実施機関 一般社団法人大阪府計量協会へ委託

令和 5 年 4 月 1 日付けで東大阪市指定定期検査機関に指定更新しました。

ウ 実施時期 令和 8 年 2 月 2 日（月）から 2 月 24 日（火）まで(日曜日・土曜日を除く)

エ 実施会場 東大阪トラックターミナル、花園図書館など延べ 10 会場

③所在地検査 所在地検査とは、下記に該当する計量器を所有する事業所が、申請により計量器の定期検査について所在する場所で受検することです。

(検査は、指定定期検査機関である一般社団法人大阪府計量協会に委託)

- ・ 土地、建物に取り付けられている計量器を所有する事業所
- ・ 計量器の数が多い事業所 など

④持込検査 持込検査とは、事業者がはかり等を東大阪市指定定期検査機関である一般社団法人大阪府計量協会へ持ち込み、受検することです。

⑤定期検査に代わる計量士による検査

計量法第 25 条の規定に基づき、計量士が検査を実施するものです。

検査を実施した旨の届出書の提出が義務付けられています。

⑥特定計量器定期検査手数料

東大阪市手数料条例第 2 条第 23 号及び別表第 1 の規定に基づき、計量器の種類により手数料を徴収しています。徴収事務も一般社団法人大阪府計量協会に委託しています。

(年度別実績)

特定計量器 定期検査手数料(円)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
	1, 0 1 4, 4 6 0	1, 1 5 0, 3 5 0	1, 3 5 7, 7 1 0

⑦特定計量器定期検査結果

※1 検査個数＝はかりとおもりの合計

区 分	年 度	検査戸数	検査個数※1	不合格数
集 合 検 査	令和 5 年	2 6 6	6 5 6	6
	令和 6 年	2 6 6	6 8 8	7
	令和 7 年	2 7 7	5 8 4	3
所 在 地 検 査	令和 5 年	1 2	3 9	1
	令和 6 年	1 2	2 1	1
	令和 7 年	1 4	3 4	1
持 込 検 査	令和 5 年	3	8	0
	令和 6 年	1 2	2 1	2
	令和 7 年	2 1	2 3	0
定期検査に代わる 計量士による検査	令和 5 年	8 3	7 1 1	2
	令和 6 年	6 8	3 8 4	2
	令和 7 年	9 8	8 6 8	4
合 計	令和 5 年	3 6 4	1, 4 1 4	9
	令和 6 年	3 5 8	1, 1 1 4	1 2
	令和 7 年	4 1 0	1, 5 0 9	8

⑧令和7年度定期検査特定計量器（はかり）別結果

区 分	検査個数	不合格数	不合格率 (%)
電気式はかり	1, 0 4 5	6	0. 6
手動てんびん	0	0	0
等比皿手動はかり	0	0	0
棒はかり	1	0	0
その他の手動はかり	4 4	1	2. 3
ばね式指示はかり	1 9 8	1	0. 5
手動指示併用はかり	5	0	0
その他の指示はかり	1 3	0	0
はかり合計	1, 3 0 6	8	0. 6
分銅	2 0	0	0
定量おもり	1	0	0
定量増おもり	1 8 2	0	0
おもり合計	2 0 3	0	0
合 計	1, 5 0 9	8	0. 5

(3) 立入検査

消費者の利益を守るために、計量法第 148 条第 1 項の規定に基づく計量関係事業所の立入検査を必要の限度において実施しています。商品量目立入検査、質量計立入検査、適正計量管理事業所立入検査等を行っています。

①商品量目立入検査

計量法及び消費者基本法では、適正な計量販売を確保し、消費者の利益保護を図るため、「商品を計量し販売する事業者は、正確に計量し販売しなければならない」と定められています。

中元期及び歳末期に大阪府内一斉商品量目立入検査と同調し、市内のスーパーマーケット等に立入検査を実施しています。また、市民からの苦情等に基づき立入検査を実施しています。

不適正があった場合、東大阪市商品量目立入検査実施要領に基づき、再計量や商品の引き上げなど指導、改善を実施しています。

(年度別結果)

年 度	検査戸数 (戸)	検査個数 (個)	適 正		不 適 正	
			個数 (個)	適正率 (%)	個数 (個)	不適正率 (%)
令和 5	3	1 5 8	1 5 8	1 0 0	0	0
令和 6	4	2 1 4	2 1 3	9 9 . 5	1	0 . 5
令和 7	4	2 1 9	2 1 1	9 6 . 3	8	3 . 7

②質量計立入検査

商品量目立入検査時に、質量計の検査も実施しています。主に、スーパーマーケット等で使用している自動計量包装値付機（店で販売する商品の重さをはかり、重さに応じた値段のラベルを自動的に貼り、ラップを巻くことのできるはかり）などを検査しています。

(年度別結果)

年 度	検査戸数 (戸)	適正戸数 (戸)	検査したはかり 個数 (個)	不適正個数 (個)
令和 5	3	3	1 5	0
令和 6	4	3	2 1	6
令和 7	4	3	2 4	1

③適正計量管理事業所

販売している商品や使用中の計量器の日常管理等を正しく行い、適正な計量管理を推進していると知事が認め、指定した事業者を適正計量管理事業所といいます。東大阪市内では、スーパーマーケット、工場、ガソリンスタンド等 148 件（令和 7 年度適正計量管理事業所報告書提出件数）が指定を受けています。

ア 適正計量管理事業所立入検査

質量計と同様に、商品量目立入検査と同時に実施しています。適正計量管理事業所に指定されているスーパーマーケットで検査を行っています。

（年度別結果）

年 度	検査戸数（戸）	適正戸数（戸）	不適正戸数（戸）
令和 5	2	2	0
令和 6	2	2	0
令和 7	2	2	0

イ 適正計量管理事業所指定申請検査

市内の流通、生産分野の事業所より指定申請があった場合、指定要件の検査を行い、大阪府に報告（進達）しています。

令和 7 年度の申請は 1 件で、適正計量管理事業所に指定されました。

スーパーマーケット 1 件

（４）計量意識の啓発

計量意識の向上を図り消費者の利益を守るために、下記のとおり啓発活動を実施しています。

①商品量目調査（詳しくは、「５．調査・監視事業（２）商品量目調査」をご参照ください。）

日常生活物資（内容量を表示している食料品）の量目調査を東大阪市消費者団体協議会に委託し、中元期・歳末期の年 2 回実施しています。

②第 44 回東大阪市消費生活展 計量コーナー

実施日：令和 7 年 11 月 8 日（土）

会 場：東大阪市立消費生活センター

内 容：計量ゲーム（キャンディーつかみ取り 100 g あてゲーム）、パネルの展示

(5) 設備

①基準器

種 類	能 力	数量	有効期限
1 級基準分銅	1 0 kg～1 0 mg	1 組	令和 1 2 年 9 月 2 日
2 級基準分銅	5 0 0 g～1 0 0 g	1 組	令和 1 2 年 8 月 2 7 日
	1 0 kg	2 5 個	令和 1 2 年 9 月 1 日
液体メーター用 基準タンク	5 L 用 (4.9 L～5.1 L)	1 個	令和 1 2 年 9 月 8 日
	1 0 L 用 (9.8 L～10.2 L)	1 個	令和 1 2 年 9 月 8 日

②質量計

種 類	能 力 ・ 摘 要	数量
電子天びん	秤量 5, 1 0 0 g、最小表示 0. 0 1 g 量目立入検査用	1 台
	秤量 3, 1 0 0 g、最小表示 0. 1 g 計量モニター用	2 台

③検査用器具類

器具名	摘 要	数量
検査台	鉄製合板天板 集合検査用	1 台
定 盤	鉄製 集合検査用	1 台
卓上除震台	人造大理石製 集合検査用	1 台
検査用風防ケース	アクリル製 集合検査用	1 台
給油ホース	耐油性 燃料計検査用	—

7. 商品の安全確保

国、府および各関係機関と連携し、安全性に疑問がある商品や、健康に有害な商品、または環境に悪影響を与える恐れがある商品について、情報を消費者に提供するとともに、事業者に対してその改善を働きかけ、商品の安全性確保に努めます。

(1) 家庭用品の品質表示に係る調査等関係事業

①事業の概要

家庭用品品質表示法に基づき、市民が通常生活の用に供するものとして政令で指定されている繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品について、販売事業者が表示基準を守らない場合における指示、報告徴収、店舗等への立入検査、市民からの申し出の受理・調査等に関する事務及び消費者庁長官への報告事務を行うものです。

②立入検査

令和8年3月5日に市内販売事業者1店舗の立入検査を実施しました。

検査点数	1, 991 点
無表示点数	0 点
不適正点数	0 点
表示率	100 %
適正表示率	100 %

(2) 消費生活用製品の危害防止に係る調査等関係事業

① 事業の概要

消費生活用製品安全法に基づき、消費生活用製品による市民の生命または身体に対する危害の発生防止のため、政令で指定された「特定製品」「特別特定製品」「子供用特定製品」の規格・基準違反に対する報告徴収、立入検査、特定製品の提出命令に関する事務及び同事務に係る消費者庁長官への報告事務を行うものです。

- ・「特定製品」 8品目（家庭用圧力なべ・かま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、石油給湯器、石油ふろがま、石油ストーブ、磁石製娯楽用品、吸水性合成樹脂製玩具）
- ・「特別特定製品」 3品目（レーザーポインター、浴槽用温水循環器、ライター）
- ・「子供用特定製品」 2品目（乳幼児用ベッド、乳幼児用玩具）

②立入検査

令和8年3月5日に市内販売事業者1店舗の立入検査を実施しました。

指定商品	検査機種数	違反機種数	調査点数	違法点数
ライター	2	0	7	0
家庭用圧力なべ・かま	1	0	6	0
石油ストーブ	1	0	1	0

(3) ガス用品販売事業者に対する立入検査等関係事業

①事業の概要

ガス事業法に基づき、事故発生のおそれが多いと指定されたガス用品は、技術基準適合マーク表示がないと販売できないことから、販売事業者に対する立入検査(製品安全マークの確認)等の事務及び同事務に係る経済産業大臣への報告事務を行うものです。

- ・「特定ガス用品」 4品目 (半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器、半密閉燃焼式ガストーブ、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま、ガスふろバーナー)
- ・「特定ガス用品以外のガス用品」 4品目 (開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガス瞬間湯沸器、開放燃焼式・密閉燃焼式・屋外式ガストーブ、密閉燃焼式・屋外式ガスバーナー付ふろがま、ガスこんろ)

②立入検査

令和8年3月5日に市内販売事業者1店舗の立入検査を実施しました。

ガス用品の区分	検査件数	違反件数
ガスこんろ	9	0

(4) 電気用品販売事業者に対する立入検査等関係事業

①事業の概要

電気用品安全法に基づき、事故発生のおそれが多いと指定された電気用品は、技術基準適合マーク表示がないと販売できないことから、販売事業者に対する立入検査(製品安全マークの確認)等の事務及び同事務に係る経済産業大臣への報告事務を行うものです。

- ・「特定電気用品」 116品目 (電気便座、電気マッサージ器、電動式おもちゃ等)
- ・「特定電気用品以外の電気用品」 341品目 (電気ストーブ、電気掃除機、電気洗濯機等)

②立入検査

令和8年3月5日に市内販売事業者1店舗の立入検査を実施しました。

電気用品の区分	検査件数	違反件数
電熱器具	20	0
電動応用機械器具	17	0

(5) 液化石油ガス器具販売事業者に対する立入検査等関係事業

①事業の概要

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、特定液化石油ガス器具等は、技術基準適合マーク表示がないと販売できないことから、販売事業者に対する立入検査(製品安全マークの確認)等の事務及び同事務に係る経済産業大臣への報告事務を行うものです。

- ・「特定液化石油ガス器具等」 7品目 (カートリッジガスこんろ、半密閉式瞬間湯沸器、半密閉式バーナー付ふろがま等)
- ・「特定液化石油ガス器具以外の液化石油ガス器具等」 9品目 (開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器、高圧ホース、ガス漏れ警報器等)

②立入検査

令和8年3月5日に市内販売事業者1店舗の立入検査を実施しました。

液化石油ガス器具等の区分	検査件数	違反件数
カートリッジガスこんろ	8	0

8. 物資の安定確保

生活関連物資の安定供給・安定確保を図るため、価格および需給の動向を把握するとともに、物資の供給が不足したり、価格が著しく高騰するなど異常事態が発生もしくはその恐れがあるときは、「生活必需物資対策本部」を設置し、物資の確保と安定供給を図ります。

参 考 资 料

「市政だより」 暮らしの緊急情報
(令和7年6月～令和8年3月)



くらしの緊急情報

緊急度レベル ★★★★★☆

通っている脱毛クリニックが倒産した！

事例1 通っている脱毛クリニックが倒産したとニュースで知った。まだ2回しか通っておらず、ローンも残っている。

事例2 2か月前に契約した脱毛サロンが倒産した。代金はカードで一括払い済みだが、1回しか通っていないので精算してほしい。

解説 事業者が倒産して破産手続きが開始された場合、事業者の財産は破産管財人(弁護士)の管理下に置かれます。清算や返金などについて、事業者と直接交渉することはできません。一般的に、契約していた顧客は「債権者届」を破産管財人に提出し、債権者名簿に登録された後、清算配当を待つことになります。清算は、優先債権(税金や従業員の給料など)への支払いを終えてから行われるため、配当はほとんど期待できない場合があります。

役務提供期間内で施術回数が残っており、クレジット分割払いの途中の場合は、クレジット会社に今後の支払停止を求めることができます。まずはクレジット会社に連絡し、「支払停止等のお申出の内容に関する書面」を送る手続きが一般的です。しかしこれは一時的に支払いを止めてもらうだけで、役務契約の解約や既支払金の返還を主張できるものではありません。その後はクレジット会社の判断を待つことになります。

エステやスポーツ教室など、長期間のサービスを受ける契約の場合、その契約期間内に状況が変わり、サービスが受けられなくなる可能性があります。長期にわたる高額な契約はリスクがあるので注意が必要です。

消費生活センター 072(965)0102、FAX072(962)9385



くらしの緊急情報

緊急度レベル ★★★★★☆

2時間後に電話が止まる！？

個人情報聞き出そうとする電話に注意

事例1 大手電話会社から「2時間後に電話が使えなくなる」という自動音声の電話がかかってきた。「1番を押してください」と指示されたので押すとオペレーターにつながり、住所や名前などの個人情報伝えてしまった。

事例2 総務省から「あなたの電話番号でスパムメールが大量に送られているので通信を止める」という自動音声の電話がかかってきた。「覚えがなければ1番を押すように」と指示されたので押すとオペレーターにつながり、「電話番号が悪用されているので、この電話を警察に転送する」と言われ、警察と名乗る人に個人情報を伝えてしまった。

解説 総務省や大手電話会社から、電話を停止することに関して、

自動音声ガイダンスなどを使い電話をしてもらうことは絶対にありません。電話に出ると「2時間後に電話が使えなくなる」という自動音声ガイダンスの後「1番を押してください」などとボタン操作を誘導するアナウンスが流れます。1番を押すとオペレーターにつながり、個人情報を聞き出そうとします。また事例2のように警察を名乗る人物が個人情報を聞き出そうとするケースもあります。

対策 知らない電話番号からの電話には出ないようにする 電話に出してしまった場合には慌てず、途中でも電話を切る 固定電話の場合、留守番電話設定しておく 消費生活センター 072(965)0102、FAX072(962)9385



くらしの緊急情報 緊急度レベル ★★★★★

**大手企業をかたる
フィッシングメールに注意！**

公的機関や銀行、通販業者などをかたり SMS (ショートメッセージサービス) やメールを送信し、パスワードや ID、クレジットカード番号などを詐取することでクレジットカードなどを不正利用するフィッシングに関する相談が増えています。

事例1 利用しているクレジットカード会社から「あなたのクレジットカードが不正利用されている。取引確認をしてください」というメールが届いた。画面に表示されたURLにアクセスし、クレジットカード番号やEメールアドレス、住所、電話番号、名前を入力し送信してしまった。

事例2 大手通販サイトから「会員通知」という件名でメールが届いた。メールを開くと、「月会費550円が引き落としできませんで

した」と書いてあり「会員ログイン」という記載があったのでアクセスした。ページにはクレジットカード番号を入力する欄があったのでカード番号を入力してしまった。

解説 日頃利用している事業者からのメールであっても、記載されているURLにはアクセスせず、正規のウェブサイトやアプリからアクセスしましょう。

フィッシングサイトにアクセスしたと気づいたらID・パスワードなどは絶対に入力しないでください。情報を入力してしまった場合は、ID やパスワードなどはすぐに変更し、クレジットカード会社や金融機関に連絡しましょう。

消費生活センター 072(965)0102、FAX072(962)9385



くらしの緊急情報 緊急度レベル ★★★★★

**「〇〇ペイで返金します」
と言われたら詐欺を疑って！**

事例 オークションサイトでブランドバッグを7000円で落札し、電子マネーで支払った。商品が届かないため、注文した事業者に連絡したが、連絡がとれなかった。

数日後、事業者から「品切れのため〇〇ペイで返金する」とメールが届いた。さらに電話で返金方法の説明を受け、相手から送られてきたURL から支払いのボタンを押すように言われたが、自分が相手に支払うことになるのではないかと思い断ったところ、相手から「これは私の残高画面なので、私が支払うことになる」と言われ、支払いのボタンを押した。電子マネーのアプリを確認すると、やはり自分が10万円支払ったことになっていた。お金を取り戻したい。

解説 消費者が利用した通販サイトは、消費者と返金のためのやり取りをするきっかけを作るための偽サイトです。相手は、「返金してほしい」という心理につけ込みさらにお金を騙し取ります。消費者は、返金のために必要と認識しているため、相手からの指示に従ってしまいます。

ネット通販の商品代金を電子マネーで支払った場合、支払いに使用していない電子マネーで返金を行うのは不自然です。

「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑い、相手の指示には従わず、消費生活センターに相談してください。

消費生活センター 072(965)0102、FAX072(962)9385



くらしの緊急情報

緊急度レベル ★★★★★

インターネット通販の 「定期縛りなし」は要注意 !!

事例1 スマートフォンで動画を視聴していると、「飲めば痩せる」と書かれたサプリの広告が表示された。初回お試し価格500円で「定期縛りなし」と書いていたため、ダイエットサプリを購入。定期購入ではないと思っていたが、納品書に次回お届け予定日が書かれており、定期購入だとわかった。

事例2 SNSに「定期縛りなし」と表示された特別割引価格の育毛剤の広告が出てきた。購入すると、商品が届き、代金はコンビニ後払いで支払った。翌月、身に覚えのない荷物が届いたので受取りを拒否したが、後日育毛剤の販売業者から1万円を請求された。

解説 「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではなく、「最低購入回数の指定がない定期購入」という意味です。解約の連絡をするまで商品が届くため注意が必要です。インターネット通販では、注文する前に販売サイトで定期購入が条件となっていないか、最低購入回数に縛りがないか、解約の条件などを必ず確認しましょう。また、契約時の最終確認画面のスクリーンショットは証拠になるため保存しましょう。不安に思った場合は消費生活センターへ相談してください。

消費生活センター 072(965)0102、FAX072(962)9385



くらしの緊急情報

緊急度レベル ★★★★★

賃貸住宅のトラブルが増加

事例1 賃貸マンションを退去した。壁紙のポスターを貼っていた部分に変色していたので、クロス張替代とハウスクリーニング代を請求された。

事例2 賃貸マンションの退去立会時には指摘されなかったが、後日、浴槽に水を貯めていた筋がついていて高額な塗替費用を請求された。管理会社に納得できな

いと申し出たが、家賃保証会社からしつこく請求されている。

解説 退去時の点検には立ち会い、汚れや破損の有無を確認して、借主がすべき修繕義務の有無や範囲をよく話しあひましょう。不注意などにより建物などを汚損・破損した場合の補修費用は、借主の負担になります。汚したり傷つけたりしないように注意しまし

う。自然損耗での変色などは、貸主側の負担になります。

入居時には、賃貸借契約書の内容、特に契約事項をしっかりと確認しておくことが大切です。また、入居時にすでにあった汚れや傷であるかどうかがトラブルの原因になることがありますので、貸主の立会いのもと、部屋の状況を写真やチェックリストで、確認・保存

しておくといよいでしょう。

また、国土交通省では、原状回復の費用負担のあり方について妥当と考えられる一般的な基準「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を作成していますので、参考にしてください。

消費生活センター 072(965)0102、FAX072(962)9385



くらしの緊急情報 緊急度レベル ★★★★★

「簡単に稼げる」と言われて騙された！

副業トラブルに注意

事例1 SNSで「動画やSNSを見るだけで報酬を得られる」という広告を見て、メッセージアプリ経由で申し込んだ。相手の指示通りに作業をこなし数百円を受け取った時点で、「高額報酬でチーム制の副業がある。参加費は1万円だが、作業が完了すると60万円の収入が得られる」と誘われた。チーム制に参加し指示通り作業をしたが、「あなたの入力ミスでチームに損害が出た」と言われ、処理費用として15万円を請求され支払った。仕事が完了した後も、「手数料20万円が必要」と言われていつまでたっても報酬を受け取れない。

事例2 「アフィリエイトで簡単に儲かる」というネット広告を見て、メッセージアプリからマニュアルを1万円で購入した。「高額な有料プランほどいろいろなサポートが受けられて儲かる」と事業者から言われたので、約55万円のプランを契約し支払った。指示通りにブログを作り、毎日記事を書いたが誰からもアクセスがなく、儲からない。事業者と連絡も取れなくなった。

解説 このようなネット上の副業トラブルが急増しています。怪しい事業者には、次のような特徴があります。

▷ SNSや動画広告、副業サイトなどから、メッセージアプリに誘導して勧誘する ▷事業者名や所在地が不明、記載されていても実態がない ▷儲かる仕組みが曖昧で、指示通りに作業しても儲からない ▷高額な副業ノウハウ（情報商材）やサポート費用などを前払いで購入させる

インターネットで副業を検索すると「スキマ時間で簡単に儲かる」などの文言が出てきますが、鵜呑みにするのはやめましょう。契約後、解約・返金を申し出ても、業者は簡単には応じず、連絡が取れなくなることがあります。いったん代金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。

おかしいと思ったら、お金を支払う前に消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター 072(965)0102、FAX072(962)9385

東大阪市立消費生活センター条例

昭和 56 年 7 月 6 日
東大阪市条例第 16 号

(設置)

第 1 条 消費者の利益の擁護及び増進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資するため、本市に消費生活センターを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東大阪市立消費生活センター

位置 東大阪市岩田町 5 丁目

(事業)

第 3 条 消費生活センターは、次の事業を行う。

- (1) 消費生活に係る啓発活動に関すること。
- (2) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 消費生活に係る相談及び苦情の処理に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 市長は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の3第2項に規定する消費生活相談の事務を行う日及び時間を公示するものとする。

3 市長は、前項に規定する日時を変更したときは、遅滞なく、これを公示するものとする。

(使用許可)

第 4 条 消費生活センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があるときは、その使用について条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 消費者活動以外の用途に使用するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。
- (4) 建物、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第 6 条 次の各号の一に該当するときは、市長は、使用の許可を受けた者に対して、使用の許可を取り消し、又は使用の条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の条件に違反したとき。
- (2) 前条の使用許可の制限事由が発生したとき。

(損害の賠償)

第7条 使用者は、使用中に建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理)

第8条 消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報は、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置が講じられなければならない。

(職員)

第9条 消費生活センターに所長その他必要な職員を置く。

2 消費生活センターに法に定める消費生活相談員を置く。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和56年8月1日から施行する。

2 住居表示の実施に伴う関係条例の整備に関する条例（昭和56年東大阪市条例第21号）が施行されるまでの間、第2条中「東大阪市御厨南2丁目」とあるのは「東大阪市御厨」とする。

附 則（昭和59年3月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、市長が規則で定める日から施行する。

（昭和59年規則第30号で昭和59年5月23日から施行）

附 則（平成25年3月31日条例第9号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第20号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

東大阪市立消費生活センター条例施行規則

昭和 56 年 7 月 30 日
東大阪市規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東大阪市立消費生活センター条例（昭和56年東大阪市条例第16号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開所時間及び休所日)

第 2 条 消費生活センターの開所時間は、午前 9 時から午後 5 時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

2 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは変更し、又は臨時に休所することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日及び 3 日並びに12月29日から31日まで

(事業)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 4 号に規定する市長が必要と認める事業とは、おおむね次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 消費生活に係る調査及び関係資料の収集に関すること。
- (2) 消費者団体の育成指導に関すること。
- (3) 有害及び不安商品の対策に関すること。
- (4) 省資源及び省エネルギーの対策に関すること。

(使用許可の申請等)

第 4 条 条例第 4 条の規定により、使用の許可を受けようとする者は、消費生活センター使用許可申請書（様式第 1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、使用日の60日以前のものについては、受け付けない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用の許可をしたときは、消費生活センター使用許可書（様式第 2）を交付する。

(使用者の遵守事項)

第 5 条 使用者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 無断で机やいすを室外に移動しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (3) 器物等を破損しないこと。
- (4) 使用後は掃除をすること。
- (5) 管理上の必要な指示に従うこと。

附 則

この規則は、昭和56年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年 5 月14日規則第35号抄）

- 1 この規則は、東大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和58年東大阪市条例第15号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和59年5月14日規則第29号）

この規則は、東大阪市立消費生活センター条例の一部を改正する条例（昭和59年東大阪市条例第7号）の施行の日から施行する。

附 則（平成3年3月20日規則第12号抄）

- 1 この規則は、東大阪市事務分掌条例の一部を改正する条例（平成3年東大阪市条例第1号）の施行の日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第31号）

この規則は、平成3年3月31日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第11号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第25号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月16日規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規則第25号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をしたうえ、この規則による改正後のそれぞれの規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成26年1月16日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第52号）

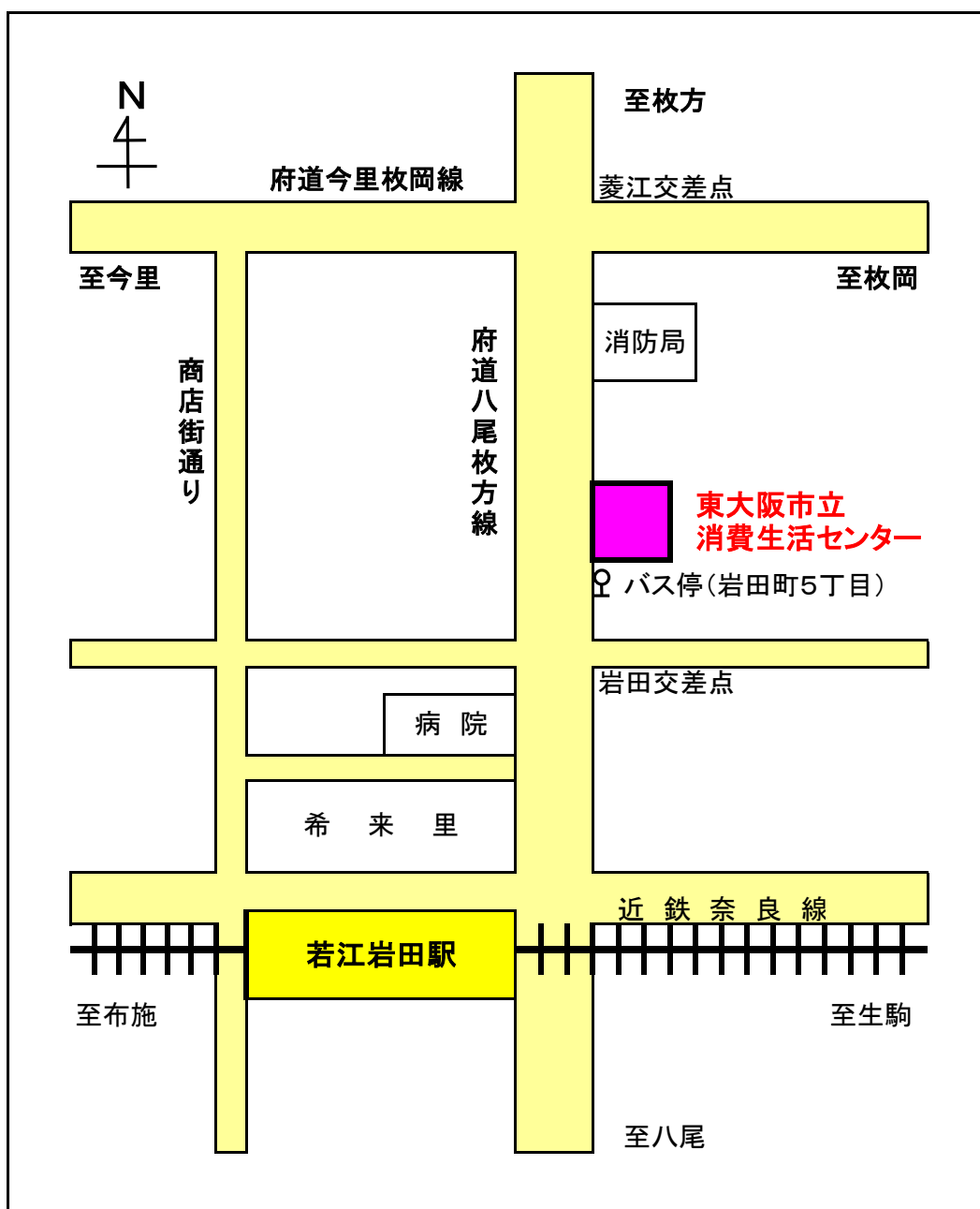
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（省略）

消費生活センター案内略図



東大阪市立消費生活センター

〒578-0941

東大阪市岩田町五丁目7番36号

電話番号 072-965-6002 (事務所)

072-965-0102 (相談)

FAX番号 072-962-9385